

41名の漁民が開門求めて提訴！



四月三〇日午後二時、小長井（長崎県諫早市）の漁民九名と大浦（佐賀県太良町）の漁民三名、合計四十一名の漁民が、国に対して、諫早湾干拓潮受堤防南北両排水門の開放等を求め、長崎地方裁判所に提訴した（「よみがえれ！有明海訴訟」小長井・大浦漁業再生請求事件）。同地裁判には、早くから多くの長崎県民が詰め掛け提訴の瞬間を待ち、多数のマスコミも取り上げるなど、諫早干拓をめぐる長崎県民の関心の高さ、諫早干拓問題が終わった問

題ではないことが改めて明らかとなった。この日、原告として立ち上がった漁業者四名は従来干拓推進派と呼ばれていた諫早湾内の小長井漁協の漁業者達を多数含んでいる。国は湾内漁協の同意を取り付ける際、干拓による影響は湾内に止まる、漁業被害はせいぜい二割程度の減少に止まるとして各漁協に同意を迫った。しかし、実際に干拓工事が始まってから湾内で盛んに行われていたタイラギ漁は壊滅し漁獲高ゼロの状況が続いている。また、干拓による影響は湾内だけでなく有明海全域に及んでいる。このように干拓によって漁業を奪われ、漁民たちは干拓事業に仕事を求めざるを得なかった。国が漁民たちを騙して海を駄目にしたと怒りに燃えた漁民たちが立ち上がったのが、この裁判である。

馬奈木弁護団長は、開門を求めることは干拓地での農業を否定するものではない、調整池の農業用水利用は農業・漁業双方に良い結果を招かないと説明し、開門こそ農業と漁業の両方させる唯一の方法であると強く訴えた。

よみがえれ！有明海訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-894-1781
090-9602-0700

たとえ今回提訴を見送った漁民であっても、すべての漁民の願いは有明海を元の海に取り戻したいという点で共通している。よみがえれ！有明海訴訟弁護団の紫藤弁護士は、漁協幹部による不当な提訴妨害にもめげず四名もの漁業者が立ち上がったことについて、様々な障害を乗り越えて提訴に漕ぎ付けたことに大きな意義があると話した。

漁民同士の対立はなくなった
すべての漁民の願いは有明海を元の海に

松永秀則原告団団長（長崎・小長井）は、有明海を元に戻すには開門しかない。防災、農業、漁業は共存できるはず、国は、その観点で事業を見直すべき。最後まで頑張りぬくと訴えた。○平方宣清原告団副団長（佐賀・大浦）は、なぜ自分たちが国を相手に裁判をしなければならぬかと問いかけて、国が、豊穡の海を死の海に変え、漁業者やその家族、そして地域の繋がりがまで破壊したことを許すことができず、国を訴えざるを得なかったと語った。また、不



当な提訴妨害に対し全国から激励を頂いたことに感謝を述べた。○大鋸幸弘原告（佐賀・大浦）は漁連幹部による不当な圧力に対し負けるものかと信念を貫いてきたことを語った。会場に詰め掛けた漁民たちは、有明海沿岸四県全ての漁民が有明海の再生に向けて一致団結できたことを喜ばしく思うと発言した。○提訴行動に参加した長崎県民は、県民の願いも開門である、干拓推進反対の図式にこだわるのではなく、有明海の再生を目指して共通の土俵に立つことが重要、この訴訟こそ共通の土俵であると訴えた。